

防衛庁納入タイヤに係る不当利得返還請求事件

関東学院大学非常勤講師

北 博行

KITA Hiroyuki

〔第1審〕

東京地裁平成26年11月10日判決

平成21年(ワ)第25141号, 不当利得返還請求事件/審決集61巻442頁

〔控訴審〕

東京高裁平成27年7月23日判決

平成26年(ネ)第6219号, 不当利得返還請求控訴事件/審決集62巻469頁

事実

原告・被控訴人(国, 以下「防衛庁」という)が平成15年7月31日から平成16年3月4日までに実施した車両用タイヤの一般競争入札及び平成13年7月17日から平成16年3月4日までに実施した航空機用タイヤの一般競争入札に関して, 被告・控訴人(グッドイヤーウイングフット, 以下「G社」という)並びにタイヤメーカー4社とその入札代行者ら(メーカー販売会社又は代理店)は, 価格維持と受注割合確保の為に案件毎に受注予定者を定めるとともに, 各々の入札価格, 辞退などの手順をも含めた受注調整を行った(以下「本件談合」という)。そして当該受注予定者は防衛庁との間で車両用タイヤにつき売買契約, 航空機タイヤにつき製造請負契約(以下纏めて「納入契約」

という)を締結した。なお納入契約には入札結果に基づき締結されるものもあれば, 入札が不調となり予定価格の範囲での商議が行われ締結される随意契約(いわゆる不落随契)もあるが, 本件訴訟対象の納入契約31件は, いずれも不落随契であり, その内訳はNo.1~No.11契約(11件)が車両用タイヤの, No.12~No.31契約(20件)が航空機用タイヤの納入契約であった。

平成16年1月30日, G社は防衛庁に対して「米国内社による企業行動指針監査がある。取引を継続した場合に貴庁に迷惑がかかるので, 平成15年度国債分として別途締結した未履行納入契約15件を解除したい」旨を申入れた。これを受けた同庁は, 同年2月6日, 談合被疑として公取委に相談。更に同庁は, No.31契約代金の支払日(同年3月16日)において, 未履行納入契約15件のうち実際に解除された12契約(以下「別件12契約」という)について, その違約金条項(解約金条項)に基づき, 代金総額の10%に相当する違約金(710万5444円)を, No.31契約代金(2285万3775円)から控除し残額(1574万8331円)をG社に支払った(以下「原告相殺」という)。

平成16年6月17日, 公取委は関係各社に立入検査を行い, 同年12月21日にG社を除くメーカー4社及びその入札代行者らに対して排除勧告を行った。B社, Y社, S社及び入札代行者らは応諾し, 平成17年1月に勧告審決が行われた。T社のみ不応諾なるも後日同意審決を受けたい旨の申出を行い平成17年3月に同意審決が行われた。更に平成18年1月に車両用タイヤに関してB社(3612万円), Y社(2866万円), S社(2125万円), T社(699万円)への, 航空機タイヤに関してY社(3979万円), B社3962万円, G社(435万円)への課徴金納付命令が行われた。

平成20年8月20日, 防衛庁は, B社に約2億2100万円, Y社に約1億7900万円, S社に約6000万円, T社に約1600万円, G社に約4700万円, 総額約5億2300万円(同日現在の法定利息6%約1億1000万円を含む)の納入告知を行った。メーカー4社はこれに応じたがG社は応じなかったため, 平成21年7月22日, 防衛庁は, 不当利得返還請求権に基づく一部請求として(ア)支払代金のうち消費税相当額を控除した額(1億6139万2500円)から(イ)使用したタイヤの客観的価格として許容し得る最高金額(1